

平成18年度 国立大学法人お茶の水女子大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程教育の目標達成のための具体的な措置

1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。
  - 1) 少人数ゼミを30以上開講する。
2. コアクラスター制度、副専攻制度を発展させ、科目群履修認証制度を設けることを検討する。専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。
  - 1) 新しいコースの開設などコアクラスター制度の展開を図る。
  - 2) コアクラスターを発展させた、グローバル文化学環において副専攻制を実施する。
3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。
  - 1) 1年生ほぼ全員が、TOEIC試験を入学時及び年度末の2回、受験することを目指す。
  - 2) 海外語学研修に25名以上の参加を目指す。
  - 3) 「語学キャンプ」を実施する。国内で英語母語話者と数日間生活をともにし、英語のコミュニケーション能力と異文化理解の向上をはかる。
  - 4) 英語の自習用教材をさらに整備するとともに、授業担当講師や教務補佐員による自習の指導や補助を行い、自習の促進を図る。CALL 教室ホームページにおける情報提供をさらに充実させる。
4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。
  - 1) 途上国支援を支える女性人材の育成を目指す教育プログラムを、グローバル文化学環を中心に作成し、実施する。
5. 大学院組織改革(部局化)にあわせて、学士課程・大学院課程の連携プログラムの検討を進める。
6. 「教育推進室」で、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。

大学院教育の目標達成のための具体的な措置

  1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。「魅力ある大学院教育」イニシアティブ採択2件を着実に実行し、新たな申請を積極的に行う。
  2. 科目群履修認証制度、副専攻制度、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。
  3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。
    - 1) 保育所(いずみナーサリー)において、院生、学生、教職員の子育て、及び研究・就業支援の充実を図るとともに、学外の就学・就業者の受け入れを図る。

- 2)引き続き、院生の保育料の半額補助を実施する。
4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。
5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。
6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。
7. 大学院組織改革（部局化）の中で、教員組織の見直しを行う。
8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。
  - 1)サイエンス&エデュケーションセンターを中心に初等中等教育における現職教員を対象とした再教育カリキュラムとして教員養成GPプログラム「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」を着実に実施する。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策

現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、新たな入学者選抜の方法について検討する。

#### 学士課程

1. 本学におけるカリキュラム改革の方向と同調しながら、現行の各選抜方法及びそれらの募集定員等の検討と併せて、後期日程試験における入学者選抜の枠組みについて検討を続ける。また、アドミッションポリシーに即した学生の選抜のために、特に前期日程試験に関してより適切な入試問題を提供する方策について、第三者評価を含めたあり方について検討する。
2. 附属高校生徒に対する特別選抜（指定校推薦入学）を平成20年度入試から導入する準備を行う。
  - 1) 附属高校1、2年生に対し、すでに実施されている特別教育プログラムについては、成績をはじめとする様々な調査を継続する。
  - 2) 附属高校3年次で履修予定のプログラムを、1年前倒しで実施する。
  - 3) それらをふまえ、特別選抜（指定校推薦入学）の方法の詳細について決定する。

#### 大学院課程

1. 早期卒業制度（飛び卒業）や大学院前期課程、後期課程への推薦入学（進学）などについて検討し、10月入学制度を利用しやすい環境を作ることに努める。
2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
  - 1) 大学院組織改革（部局化）の構想の中で、学部教養教育の充実について検討する。
  - 2) キャリア教育の充実について検討する。
  - 3) 大学院組織改革（部局化）の構想の中で、とび入学制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。
  - 4) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整えるとともに、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。

- 5) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。
  - 6) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、また、グローバル文化学環における副専攻制を実施する。
  - 7) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。
  - 8) 教職課程の適正な実施とともに、介護等体験実習を支援する。
  - 9) 転学部、転学科に関する学生からの相談にきめ細かく応じる。
  - 10) 新学習指導要領のもとで学んだ新入生の学力状況を把握しながら、理系の基礎教育を進める。
3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
- 1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位認定を引き続き実施する。
  - 2) 習熟度別クラス編成を「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語Ⅰ・Ⅱ」、「中級英語」において引き続き実施する。
  - 3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミの充実を図る。
  - 4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。
  - 5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。
  - 6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。
4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- 1) 5段階成績評価基準を学内に周知し、適切な成績評価を実施する。
  - 2) 受講の上限単位数の設定について検討を行う一環として、単位制の趣旨を教員に徹底させるためのFD活動等を計画する。
- (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
1. 教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。
  2. 教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。
    - 1) 授業評価アンケート、卒業時教養教育アンケートを継続して実施し、教育改善を進める。
    - 2) 部局別評価および教員個人活動評価の一環として、教育領域の評価を実施する。
  3. 自己点検・評価の一環として、個人活動評価、部局別評価を実施し、また、平成19年度からの大学院組織改革(部局化)を見据えて、教員再配置案を検討する。
  4. 語学センターにおいて、語学教育の充実を図る。
    - 1) 英語授業担当教師2名を維持する。CALL教室において自習の指導にあたる。
  5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。
    - 1) 全学的情報ネットワークを整備する。

- 2) 図書の集中化を推進する。
- 6. 教養教育を含め、補助を必要とする学部、大学院博士前期課程の授業科目に T A を効率的に配置し、個々の学生に対するきめ細かい教育を実施する。
- 7. 国際教育センター等で、学外と協力して共同教育を実施する。
  - 1) 国際教育センターにおいて、海外の交流協定校と共同して、双方向的な異文化理解プログラムを作成し、実施する。
  - 2) 開発途上国支援のための女性人材プログラムに、他大学の学生を参加させる。
  - 3) インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育を実施する。
- 8. 大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。
- 9. 文教育学部を中心にグローバル文化学環の運営を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生サービス部門を強化して、学生相談、履修支援を充実させる。

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1. 適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。
  - 2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。
  - 3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。
    - 1) ピア・サポートに関係する学生、教職員の意見交換会、交流会の開催
    - 2) 先進的な取組をしている大学の関係者を招いたシンポジウム、又は講演会を実施する。
  - 4. I T 教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。
    - 1) CALL 教室の開放時間を延長し、自習をしやすくする。
    - 2) ドイツ語・フランス語・中国語の自習用 CALL 教材を導入し、CALL 教室における語学の自習支援をさらに強化する。
  - 5. 各部局所蔵の図書が自由に閲覧できるよう、目録データベースの整備を進める。同時に、データベース利用マニュアルを作成し講習会を実施するなど学生の図書館情報検索能力の向上を図る。
  - 6. 海外留学に関する相談体制を整備する。
    - 1) 国際教育センターにおける相談体制を強化する。
- 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
- 1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。
    - 1) 学生支援センターにおいて個別相談に対応するだけでなく、様々な不安に対処するためのワークショップ等予防的な企画を実施する。
  - 2. 保健管理センターにおいて、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。
    - 1) 健康管理システムの内容充実に伴い個人情報保護のため保健管理センター専用サーバを設置し、より質の高い健康管理と、内容の充実を図る。
  - 3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。
    - 1) 女性の多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活

躍する女性たちを講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。

4. インターンシップの拡充を図る。

1) 一定の要件を満たせば単位を付与できる制度を検討する。

5. 留学生チューター制度の充実を図る。

経済的支援に関する具体的方策

1. 奨学金の充実を図る。

1) 平成17年度に発足させた奨学金制度を継続して実施すると共に、奨学金制度の広報に努める。

2. アルバイト情報の提供と斡旋の充実を図るため、引き続きアルバイト情報ネットワークに事業を委託する。学生及び企業に周知を図る。

3. 平成16年12月に改組された「お茶の水女子大学後援会」を活用し、学生支援の充実を図る。

4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。

1) 現在の貸付金の不足等を補うため、寄付の募集や後援会の活用などについて検討する。

社会人・留学生等に対する配慮

1. 多様な新入生（編入生・留学生・社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。

2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。

3. アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金の設置を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

1. 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。

2. 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探索することによって、若手女性研究者を育成する。

1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、重点的な研究者養成のプログラムを本格的に実施し、所期の目標の達成を図る。

2) 大学院組織改革（部局化）による研究者養成体制の拡充と、重点的な研究領域の明確化を図るため、教育研究体制を整備する。

3) 「女性リーダー育成プログラム」を着実に実施する。

3. 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。

1) 二つの21世紀COEプログラムを引き続き実施し、アジア諸国ならびに欧米諸国と緊密な学術交流を行いつつ、人間発達領域およびジェンダー研究における女性研究者の養成・支援を一層推進する。

4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。

5. 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。

1) 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づいて、各部局等倫理委員会規程に即した研究が行われているかを検証するための仕組みを整える。

本学として重点的に取り組む領域

1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。

1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された2つのプログラムを実施し、女性リーダー、女性人材の育成に向けた指導体制を確立する。

2) 大学院組織改革(部局化)の中に先端的融合的研究に特化した部門を位置付け、本学として重点的に取り組む領域の研究体制を整備する。

2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。

1) 21世紀COE及び科学技術振興調整費で獲得した大型プログラムを推進する。

3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。

1) サイエンス&エデュケーションセンターを中心として、教員養成GPに採択された「サイエンスコミュニケーション能力養成」プログラムを推進する。

4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。

1) 研究成果が伝統的に蓄積され今日的意義をもつ、児童学、発達科学研究を基盤とした「幼・保の発達を見通したカリキュラム開発」、人文科学、発達科学、生活科学研究を基盤とした「リスク社会対応型コミュニケーション・システム開発」および女性学、ジェンダー開発学を基盤とした「女性リーダー育成プログラム開発」などの研究プロジェクトを推進する。

研究成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室及び広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、ホームページ等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。

1) シーズ情報を含む研究要覧を作成する。

2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。

1) 教員研究発表会を実施し、学内外に研究成果を発表する。

2) 教員の研究実績について、アニュアルレポートを作成し、開示する。

3) 学外から有識者を招き、研究推進フォーラムを開催する。

3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。

4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 総合評価室において、教員活動状況データベースを用いて、研究の水準・成果を向上させるための評価システムを引き続き開発する。

2. 教員活動状況データベースを分析し、研究の水準を向上させるための評価システムに検討を加える。分野毎の特殊性、インパクトファクターの採用も検討する。
3. 単年度ごとの活動報告の提出を全教員に義務付け、評価要綱に基づき、平成17年度の個人活動評価および部局別評価を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

女性研究者の研究支援に対する具体的方策

1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。
  - 1) 9名の特別研究員の採用を目指す。
  - 2) 日本学術振興会の特別研究員制度への応募を奨励する。
2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を検討し、育児等の原因による研究の中断を防止する。
  - 1) いずみナーサリーの積極的な活用を図る。
  - 2) 育児休業制度の活用、育児休業をとらない女性教員に対する校務負担の軽減により研究支援を行なう。
3. 女性若手研究者の育児期間中の勤務を容易にするために、柔軟な勤務体制を定めた制度の円滑な運用を図る。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 研究推進・社会連携室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。
  - 1) 大学院組織改革(部局化)案を確定し、平成19年度概算要求に盛り込む。
  - 2) 特定業務を担当する講師、リサーチフェロー、アソシエイトフェローの円滑な運営を図るとともに、3年間の制度運用の問題点の有無の検討を行う。
2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。
  - 1) 現在採用している外部資金導入による研究者数を維持するとともに、さらなる採用者数の増加を図る。
3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学(例えば、私学を含む複数の大学院研究科)との間に連合大学院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開始する。
  - 1) 大学院組織改革(部局化)後の体制に円滑に移行できるように準備を進めると共に、重点研究分野を明確にする。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 重点領域に関して、学長裁量経費や特別教育研究経費などによって特別配分を実施する。
2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用(ポスドク、博士後期課程学生等)の学内科研を整備する。

1) COE、学長裁量経費、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等による研究費支援の対象者を40名とすることを旨とする。

3. ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。

2. 機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。

知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 研究推進・社会連携室が中心となって設立した知財本部における専門員の登用と知的財産アドバイザー制度の利用により、知的財産の創出・取得・管理及び活用の支援を行う。

その他、研究の質を保全するための具体的方策

1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づき、研究推進・社会連携室で、研究の倫理に関する問題を検討する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。

2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。

3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が結集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。

学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項

1. 人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備を進め、相談、研究活動を充実させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

1. 大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。

2. 現職教員対象の研修、児童対象の実験学習プログラムを実施する。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を、地域教育委員会と連携しつつ積極的に実施する。

3. 研究推進・社会連携室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。

4. 教育・研究上の社会連携を行う基本方針を再検討する。その上で自治体との総合協定を結び教育サービスを提供する。

産学官民連携の推進に関する具体的方策

1. 民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。

1) 研究者要覧の充実をはかり、ホームページの充実と共に本学の資源を開示する。

2) 産学官連携推進会議等に参加し本学の教員の研究内容を紹介する。

2. 寄付講座の位置付けを検討する。

1) 新たな寄付講座の設置を模索するか、またはプロジェクトラボ（外部資金による研究スペース）を活用した産学連携プロジェクトの推進を検討する。

3. 学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する。

地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策

1. 大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相手校との相互受講を促進する。

2. 途上国支援のために結成された5女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。

国際交流の推進に関する具体的方策

1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより強化し、交流プログラムの策定及び交流セミナーの実施を通じて、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。

2. 海外大学との間のジョイントディグリー制度を充実させる。

3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。

1) 開発途上国女子教育協力センター、比較日本学研究センターなどにおける協力の実績を踏まえて、アジア諸地域における大学・研究機関との協力協定の締結を推進する。

2) 学術交流に関する協定書に基づき、ヴァッサー大学の男子を含む学生を非正規招聘学生として受け入れる。

4. 「アジア女性研究者支援奨学金」の活用などにより、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。

5. 国際シンポジウムの開催を強化する。

6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、教育・研究上のアフターケアを図るとともに、本学と連携した国際交流の拠点としての活動を要請する。

7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。

1) 異文化理解講座や外国語講座を開催するとともに、自治体の国際理解事業に留学生などを派遣する体制を整備する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。

1) 理科教育、保健教育などの分野での研修プログラムを充実させるとともに、教材開発を進めて、現地における研修機会の拡大をはかる。

2) 開発途上国における乳幼児保育支援について拠点形成を進める。

2. 途上国からの国費留学生受け入れを積極的に行う。
3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と連携して、ホームステイ及びペアレント制度の実現を検討する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。
2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、「子ども発達教育研究センター」を中心に学校間移行接続に関する研究を進める。
  - 1) 文部科学省指定の「幼・小・中12年間の学びの適時制と連続性を考えた連携型一貫カリキュラムの研究開発」を進める。
3. 高大連携教育を継続する。また、高校で特別な教育カリキュラムを編成した上で、受講者に大学入学を許可する制度（高大連携特別教育プログラムに基づく特別選抜）を平成20年度から実施する。
  - 1) 附属高校に対する特別推薦入学の方法を決定する。
  - 2) 附属高校との連携授業「選択基礎」を試行的に実施する。
  - 3) 高大連携教育プログラム「教養基礎」などについて評価を行い、結果をフィードバックする。
4. 大学理学部等との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。
5. アフガニスタン女子教育支援を含む、開発途上国女子教育協力センターの活動に附属学校を活用する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
  1. 現行の学長選考システムの諸規則の一部改正を検討する。
  2. テレビ会議による学長の全学へのメッセージ伝達を始めとする平成17年度の改革を踏まえて、さらに役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。
  3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進・社会連携室、広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を務め、責任ある体制を構築する。
  4. 戦略的意思決定とプランニングのために「企画経営統括本部」を新たに設置する。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
  1. 学部における学科及び研究科の専攻の存続意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価（部局別評価）を行い、評価結果によって変更を検討する。
- 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
 

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1. 3年終了時に部局別評価および個人活動評価を実施し、最適なポジションへの配置を検討する。部局別評価要綱および個人活動評価要綱に基づき、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。
2. 教職員の総合評価を昇給に反映させるシステムの円滑かつ適正な実行に努める。
  - 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
  - 1. 教員についての60歳退職選択制度、卓越した研究者、教育者を招聘する制度、外国語教員制度を実施に移し、その円滑な運用に努める。
  - 2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、役員会で審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。
  - 3. 定年後の人材を客員教授として任用し、特定業務のために活用する。
  - 4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。
  - 5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度の円滑な運営を図る。
  - 6. 職員に対する短期海外研修制度を充実するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。
  - 7. 育児・介護をおこなう職員の仕事と家庭の両立支援策として「次世代育成支援対策行動計画」を実行に移す。人事院規則を参考にしつつ、職員にも適用する。
  - 8. 裁量労働制の円滑な運用を図る。
    - 任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策
    - 1. 任期制を適用するポストの拡大を検討する。
    - 2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。
      - 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
      - 1. 各分野にふさわしい外国人教員の雇用に努める。
      - 2. 学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続する。
      - 3. 女性の役職への登用に努める。
- 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を推進する。
2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備拡大する。
  - 1) 民間経営を学ぶことを目的とした人材養成研修を企画し、私学との人事交流を実施する。
  - 2) 民間企業へ短期派遣し、研修を実施する。
3. 他機関との人事交流を拡充する。
4. 女性の役職への登用を促進する。
  - 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
  - 1. 学生に教授する教育の質を堅持する。また、学生に提供するサービスを充実させることを基本方針とし、人員管理を行う。
4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
  - 事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策
  - 1. 研修会、マネジメントセミナー等を受講させ、大学経営への参画意識を高める。

- 1) 計画的な研修会、マネジメントセミナー等の企画立案
  - 2) 中央省庁・企業等への事務職員派遣研修等の実施
  - 3) 海外研修の実施
2. 業務コスト意識の高揚を図る。
- 1) 業務の分析を行い、コスト意識の高揚を更に図りながら、複数課が関係する業務の一元化等について、検討を行う。
- 事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策
1. 業務運営の迅速化を図る。
    - 1) 各課個々に対応してきた、行事等の広報業務、物品購入業務等の共通業務の集約化について検討する。
    - 2) 業務分析に基づく職務権限の明確化を図り納入業務等の迅速化を図る。
  2. 事務書類の簡素化を図る。
    - 1) 諸会議などの必要書類の厳選化
    - 2) 諸会議及び通知などのペーパーレス化の推進
    - 3) 保存書類の分別の徹底
  3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。
    - 1) 検定料について、受験者の利便性の向上及び入金処理の迅速化を図るため、コンビニ等で支払うシステムの構築を検討する。
  4. 繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。
    - 1) 大学の事務は学生の入学、卒業に関わる時期に仕事が集中する傾向があるため、この繁忙期に応じた協力体制について検討を行う。
  5. 電算システムの充実を図る。
    - 1) 学生の在籍状況及び就職状況、教員の授業担当状況など全学データベース化
    - 2) 各課の保有する学生や教職員の個人データの共有化の推進
- 課・係の再編統合等に関する具体的方策
1. 関連を持ちながら分散している各課・係の再編統合を図る。
  2. 国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。
    - 1) プロジェクトチームでの対応実績を考慮した係体制（人数、統合等を含めた）を構築する。
  3. 学長を直接サポートする組織を検討する。
    - 1) 学長直轄の組織を設置し、迅速な意思決定を行う。
  4. 総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織のさらなる検討。専門職制の導入に関する具体的方策
  1. 国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。
    - 1) 国際交流部門においては、国際感覚と語学の才能を有した教員と事務の職分の両方をこなせる人材、入試業務においては、経年の継続的、専門的な知識を有する人材、情報管理部門においては、大学の情報化のトータルシステムの構築が行える専門的知識を有する人材、就職支援業務については、就職指導や、職業観形成に資する、資格取得に関する講座の開設等、学生の専門的知識の取得等を強化し得る、専

門的知識を有する人材等の確保と養成を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置  
科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策  
1．競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。
  - 1) 研究費配分において、外部資金獲得へのインセンティブを更に高める措置を講ずる。
  - 2) 研究助成情報を収集し、学内に周知する。
  - 3) 複数の研究プロジェクトを立ち上げ、新たな外部研究資金の獲得を目指す。
  - 2．引続き大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。外国語による広報紙媒体を強化する。
  - 3．寄付金受入の担当課（学術研究課）を設置し、あらたに外部資金及び寄付金の受入を進める。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

  - 1．確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。
  - 2．社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、施設使用料額を検討する。
  - 3．公開講座等の社会貢献を積極的に行い、受講料等の収入の増加につながる企画についてさらに検討する。
  - 4．大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置  
人件費の抑制に関する具体的方策  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費削減をはかる。  
管理経費の抑制に関する具体的方策  
1．事務の外部委託や非常勤職員等の効率的な配置について検討する。  
2．節約意識の向上のための啓発活動を実施する。
  - 1) 平成17年度に作成した新たな「中期計画を踏まえた管理経費抑制計画」により、さらなる一般管理費の抑制を目指す。
  - 3．設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。
  - 4．夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。
  - 5．ペーパーレス化について検討を行う。

施設設備費の抑制に関する具体的方策

  - 1．電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。
  - 2．主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置  
資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。
2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

1. 評価指針のもとに作成された、部局別評価要綱、個人活動評価要綱に基づき、評価を実施し、結果を公表する。評価にあたっては、外部評価の視点を加える。全学 部局 個人の各次元における有機的な評価システムの構築を進める。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

1. 部局別評価要綱、個人活動評価要綱に基づき評価を実施し、その過程で評価結果の公表、運営へのフィードバックのあり方に関して、修正を加える。
2. 個人活動評価要綱に基づき、教員個人の教育研究業績、社会貢献、大学運営への貢献について評価を実施し、その成果をふまえて評価システムに検討を加える。評価結果はプライバシーに配慮しつつ学内外に公表し、大学・学部・学科等の運営改善に役立たせる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策

1. 情報の発信窓口の一体化をさらに進め、社会への対応をより一層迅速に行なえる体制を図る。
2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。特にホームページあるいは学内メール通信における学生の参加を検討する。
3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。
4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を進める。
5. 教員の研究活動・成果をデータベース化し、ホームページ上で公開する。

情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策

1. 大学と企業等との紛争を防止するため、研究推進・社会連携室、広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。
2. 個人情報保護の観点から、情報公開活動、情報セキュリティについて見直しを図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

本学の施設設備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置

1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画の整備を推進する。

施設設備等を整備するための財政措置の検討

1. P F I（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。

キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置

1. 既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。
  - 1) 単身用宿舎の一部を活用して、学内にゲストハウスを設置する。
  - 2) 既存施設の改修により、歴史資料館を設置する。
  - 3) 図書の一元化と学内からの情報発信のための設備整備を行う。
2. 実験設備の共有化促進の検討をする。
3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びF M (施設管理マネジメント)の活用を検討する。

施設設備の経年劣化に対応する整備

1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。

キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置

1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。
  - 1) 「都心に緑のキャンパス計画」を進める。
2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。
  - 1) 特に大学講堂の改修をはじめ、その徹底を図る。
  - 2) 歴史的建造物である大学本館の改修に伴い、その一環として、歴史資料館を設置する。
3. 学生支援施設の充実に努める。
  - 1) 学生サービス部門を強化するために、既存施設を改修する。
4. その他
  - 1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。
  - 2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。
  2. 学生・生徒等及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。
  3. 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、さらに充実した保険制度の検討を行う。
- 災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策

1. 平成17年度に作成した「危機管理マニュアル」を更に充実させる。
  - 1) 「危機管理マニュアル」の検証をさらに進め、かつ災害発生等における事前の防止策(リスクマネジメント)について検討を進める。
2. 平成17年度に完成した、災害時における教職員、学生・生徒等の安否把握システムの検証を行ない、より現実に即したシステムを構築する。
3. 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の

保全に努める。

4. キャンパス内の施設に関連する防犯対策の見直しと、防犯体制の強化を図る。
5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。
  - 1) 文京区と災害時における相互協力に関する協定を締結する。
6. 危機管理意識の高揚を図る。
  - 1) 文京区と協力して、教職員、学生・生徒等を対象に防災に関する講習会を行ない意識の高揚を図る。
  - 2) 防災等における理解を深めていくため様々な防災会議等に参加する。
  - 3) 非常食等の物資を計画的に備蓄する。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画  
別紙参照

#### 短期借入金の限度額

##### 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

12億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

#### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

##### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

土地譲渡の可否について検討していく。

#### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

#### その他

- 1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 総合研究棟改修（生活科学） ・ アスベスト対策事業 ・ 小規模改修	総額 438	施設整備費補助金（412）  国立大学財務・経営センター －施設費交付金（26）

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

人事に関する方針について

雇用方針、人事交流方針及び職員の養成

- ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、適正な給与水準の設定
- ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進
- ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進
- ・事務職員の資質向上のための研修制度の充実
- ・職員の人事交流システムの構築
- ・中長期的な観点に立った適切な人員管理

平成18年度の常勤職員数 394人

また、任期付職員数の見込みを46人とする。

平成18年度の人件費総額見込み 4,779百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 18年度 予算

(単位 :百万円)

区 分	金 額
収 入	7,484
運営費交付金	4,518
施設整備費補助金	412
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	78
国立大学財務 経営センター施設費交付金	26
自己収入	1,979
授業料及入学金検定料収入	1,915
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	64
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	410
長期借入金収入	0
貸付回収金	1
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	60
計	7,484
支 出	7,484
業務費	5,580
教育研究経費	5,580
診療経費	0
一般管理費	976
施設整備費	438
船舶建造費	0
補助金等	78
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	410
貸付金	2
長期借入金償還金	0
国立大学財務 経営センター施設費納付金	0
計	7,484

[人件費の見積り]

期間中総額 4,779百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 3,941百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基いて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「施設整備費補助金」は、前年度よりの繰越額 412百万円。

## 2. 収支計画

### 平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	7,055
業務費	6,623
教育研究経費	1,225
診療経費	0
受託研究費等	244
役員人件費	93
教員人件費	4,153
職員人件費	908
一般管理費	384
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	48
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	6,995
運営費交付金	4,510
授業料収益	1,588
入学金収益	248
検定料収益	76
附属病院収益	0
受託研究等収益	244
補助金等収益	78
寄附金収益	138
財務収益	1
雑益	64
資産見返運営費交付金戻入	9
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄付金戻入	17
資産見返物品受贈額戻入	22
臨時利益	0
純利益	△ 60
目的積立金取崩益	60
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3.資金計画

## 平成 18年度 資金計画

(単位 :百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,186
業務活動による支出	7,006
投資活動による支出	477
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	703
資金収入	8,186
業務活動による収入	6,985
運営費交付金による収入	4,518
授業料及入学金検定料による収入	1,915
附属病院収入	0
受託研究等収入	243
補助金等収入	78
寄附金収入	167
その他の収入	64
投資活動による収入	438
施設費による収入	438
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	763

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
生活科学部	食物栄養学科	144人
	人間・環境科学科	96人
	人間生活学科	260人
	学部共通	20人
大学院人間文化研究科	言語文化専攻（修士課程）	64人
	人文学専攻（修士課程）	56人
	発達社会科学専攻（修士課程・昼間主コース）	54人
	発達社会科学専攻（修士課程・夜間主コース）	14人
	ジェンダー社会科学専攻	18人
	ライフサイエンス専攻（修士課程）	90人
	物質科学専攻（修士課程）	46人
	数理・情報科学専攻（修士課程）	50人
	比較社会文化学専攻（博士課程）	52人
	国際日本学専攻（博士課程）	33人
	人間発達科学専攻（博士課程）	37人
	ジェンダー学際研究専攻（博士課程）	8人
	人間環境科学専攻（博士課程）	48人
複合領域科学専攻（博士課程）	41人	
附属小学校	765人（帰国子女教育学級45人含む）	
	学級数21（帰国子女教育学級3を含む）	
附属中学校	405人（帰国子女教育学級45人含む）	
	学級数12（帰国子女教育学級3を含む）	
附属高等学校	360人	
	学級数9	
附属幼稚園	180人	
	学級数6	